

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 %（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 %（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

- ・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を次のとおり設けています。

採用者が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。ただし、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

退職、解雇が、

入社後 1 ヶ月以内の場合：本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月超 3 か月以内の場合：本件報酬の 30%

- ・前項の返戻金が発生する場合、退職した紹介人材の代わりとなる新たな人材を当事業所が無償で紹介する制度（フリーリプレイスメント）を返戻金に替えて求人者は選択することができる。ただし代替人材の採用が退職日から三ヶ月以内に出来ない場合、当事業所と求人者は協議の上、返戻金の選択に戻すことが出来る。